

【付録】表1 機能的クレーム判決比較表

裁判例	権利者の勝敗	機能的クレームへの言及	クレームの機能的表現	実施形態	被告製品	課題解決原理	「実施し得る」に関する言及	クレーム充足論における、先行技術、周知慣用技術、動機づけ	
端面加工装置事件	勝ち	東京地判平成25年10月31日-平成24(ワ)3817	「特許請求の範囲の「金属粉収集機構」という上記文言は、発明の構成をそれが果たすべき機能によって特定したものであり、いわゆる機能的クレームに当たらない。上記の機能を有するものであればすべて技術的範囲に属するとみるのは必ずしも相当でなく、本件明細書の発明の詳細な説明に開示された具体的構成を参照しながらその技術的範囲を解釈すべきものである。」	「円筒状のフード部は金属粉収集機構を有し」(構成E)	第1実施形態には「②フード部の半径外方に膨らむようにフード部の円周方向全周にわたって凹部を設けた構成も記載されている。」さらに、第5実施形態にはペローズ120の記載があるが、「ペローズ120が金属粉収集機構であることを示す記載がない。」	「②フード部の半径外方に膨らむようにフード部の円周方向全周にわたって凹部を設けた構成も記載されている(第1実施形態)」「②の構成であっても金属粉を収集してその拡散を防止するという本件発明の効果を実現し得ない」といえない	「ペローズ120の凹部が金属粉収集機構であることを明示する記載は見当たらないが、フード部の円周方向全周にわたって設けた凹部が金属粉収集機構に当たるとの記載があること(【0025】)。蛇腹状の円筒の内面には当然に円周方向全周にわたって凹部が形成されるとに照らせば、本件明細書の記載から、蛇腹状の部材が構成要件Eにいう「金属粉収集機構」から除外されると読み取ることはできない。」	-	
	勝ち	知財高判平成26年4月8日-平成25(ネ)10107	↑変更なし			↑共通	↑変更なし		
パソコン等の器具の盗難防止用連結具事件	負け	大阪地判平成24年11月8日-平成23(ワ)10341	「本件各特許発明の…記載は、機能的、抽象的なものであるから、当該機能ないし作用効果を果たしうる構成であれば、全てその技術的範囲に含まれるとすると、明細書に開示されていない技術思想(課題解決原理)に属する構成までもが、本件各特許発明の技術的範囲に含まれることになりかねない。したがって、上記のような、いわゆる機能的クレームについては、【特許請求の範囲】や【発明の詳細な説明】に記載に開示された具体的な構成に示されている技術思想(課題解決原理)に基づいて、技術的範囲を確定すべきものと解される。また、明細書に開示された内容から、当業者が容易に実施しうる構成であれば、その技術的範囲に属するものといえるが、実施することができないものであれば、技術思想(課題解決原理)を具にするものとして、その技術的範囲には属さないものといふべきである。」	「主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレートは分離不能に保持」(構成B)	差込片24が突出形成される主プレート20には長穴38が形成され、阻止め片44が形成される補助プレート40にはピン60が嵌め込まれている。ピン60が直線形状の長穴38内をスライドすることにより、補助プレート40が主プレート20上を直線的にスライドする。	「主プレートと補助部材は、相対的にスライドするものの、ピンを中心に回転する方向でスライドするのであって、差込片の形状(長方形)の幅を考慮すると直方体(高さ追加)に沿った方向にスライドするとはいえない。」	「本件各特許発明が開示する技術思想(課題解決原理)は、一方のプレートにスライド方向に延びた長孔を開設し、他方のプレートにピンを固定し、突起部が当該長孔にスライド可能に嵌められることにより「スライド可能に係合」し、かつ「分離不能に保持」するものである。」	「…上記のとおり、被告各製品の構成(主プレートと補助部材とを、ピンによって一端を枢結し、回動自在に結合する構成)では、突起部とピンとの距離を離したり、突起部の形状を工夫したりしなければ、主プレートと補助部材とをスライド可能にすることはできないものである。被告各製品の構成を採用した場合に生じる上記課題は、本件各特許発明には存在しないものであるところ、上記課題が自明でないし公知のものであるとはいえないし、その解決手段として、上記被告各製品の構成を当業者が容易に採用しうるものであるとする主張立証はない。これらのことからすれば、被告各製品の構成は、当業者が、技術常識ないし公知技術等を参照することにより、本件明細書に基づいて容易に実施することができるものであるとは認められない。」	「被告各製品の構成については、当業者が、技術常識等を参照することにより、本件明細書の記載に基づき、容易に実施することができるものであるとは認められない。」原告は、被告製品の発明の実施形態との相違点である「2つの部材をピンによって枢結し、回動させる構成が公知技術である旨主張する。しかしながら、原告が公知技術として提出するのは、…であり、本件各特許発明とは、明らかに技術分野を異にするものである。」
	負け	知財高判平成25年6月6日-平成24(ネ)10094	「特許請求の範囲に記載された構成が機能的、抽象的な表現で記載されている場合において、当該機能ないし作用効果を果たし得る構成であればすべてその技術的範囲に含まれると解すると、明細書に開示されていない技術思想に属する構成までもが発明の技術的範囲に含まれることになりかねない。しかし、それでは当業者が特許請求の範囲及び明細書の記載から理解できる範囲を超えて、特許の技術的範囲を拡張することとなり、発明の公開の代償として特許権を付与するという特許制度の目的にも反することとなる。したがって、特許請求の範囲が上記のような表現で記載されている場合には、その記載のみによって発明の技術的範囲を明らかにすることはできず、上記記載に加えて明細書の発明の詳細な説明の記載を参照し、そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を確定すべきである。ただし、このことは、発明の技術的範囲を明細書に記載された具体的な実施例に限定するものではなく、実施例としては記載されていなくても、明細書に開示された発明に関する記述の内容から当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)が実施し得る構成であれば、その技術的範囲に含まれるといふべきである。」			↑共通	「これに対し、…被告各製品の構成は、…本件明細書の発明の詳細な説明に開示された主プレートと補助プレートの「スライド可能に係合」し、かつ「分離不能に保持」を実現する構成とは、その構造が全く異なるものであって、当業者が本件明細書の発明の詳細な説明の記載に基づいて容易に実施し得る構成であるとはいえない。」	被告製品の発明の実施形態との相違点は、「技術が技術分野を問わず汎用される慣用技術であるとしても、控訴人が慣用技術の根拠として引用する上記各書証に開示された技術等は、発明が解決しようとする課題、発明の目的、課題を解決するための手段、基本構成及び使用態様等が、いずれも本件各特許発明とは異なるものであって、本件明細書には当該慣用技術を採用する動機付けが何ら開示も示唆もされておらず、上記各書証にも、本件各特許発明の技術的課題について何らの開示も示唆もされていないのであるから、本件各特許発明に当該技術を適用して被告各製品の構成を採用する動機付けがないといふべきである。したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。以上によれば、被告各製品は、当業者が本件明細書に開示された構成及び本件明細書の発明の詳細な説明の記載に基づいて実施し得る構成であるとはいふべきでない。」	
地震時ロック方法及び地震対策付き欄事件	負け	大阪地判平成22年7月22日-平成21(ワ)6994	「特許権に基づく独占権は、新規で進歩性のある特許発明を公衆に対して開示することの代償として与えられるものであるから、このように特許請求の範囲の記載が機能的、抽象的な表現にとどまっている場合に、当該機能ないし作用効果を果たし得る構成すべてを、その技術的範囲に含まれると解することは、明細書に開示されていない技術思想に属する構成までもを特許発明の技術的範囲に含まれりて特許権に基づく独占権を与えることになりかねないが、そのような解釈は、発明の開示の代償として独占権を付与したという特許制度の趣旨に反することになり許されないとすべきである。したがって、特許請求の範囲が上記のように抽象的、機能的な表現で記載されている場合には、その記載のみによって発明の技術的範囲を明らかにすることはできず、上記記載に加えて明細書及び図面の記載を参照し、そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を確定すべきであり、具体的には、明細書及び図面の記載から当業者が実施できる構成に限り当該発明の技術的範囲に含まれると解するのが相当である。」	「地震時に前後または左右のゆれでその後部において回動の動きが妨げられ扉等の開く動きを許容しない状態になり」(構成C)	地震等のゆれに移動する球が係止体の一端側に接触することにより、係止体の回動を妨げる構成	「…欄本体側に取り付けられた装置本体の係止体が地震時に扉等の開く動きを許容しない状態になり、前記係止体は扉等の戻り動きとは独立し扉等の戻り動きで解除されず地震時に扉等の開く動きを許容しない状態を保持し、地震のゆれがなくなることで扉等の戻り動きと関係なく前記係止体は扉等の開く動きを許容し動き可能な状態になる扉等の地震時ロック方法を課題の解決手段として採用した」	「…具体的構成としては、装置本体の震動エリアに収納された球により地震時に係止体の回動を妨げる構成が開示されていることが認められるが、それ以外の構成は記載されておらず、またそれを示唆する記載もない。また、本件明細書の【背景技術】にも、従来技術として地震時ロック方法が紹介されているが、それはゆれによって球が動くことにより地震を検出するものであって、他に、震動エリア内に収容した球を用いる以外の構成を示唆するような記載は一切認められない。したがって、本件明細書には、装置本体の震動エリアに収納した球を用いて係止体の回動を妨げるという技術思想だけが開示されているといふべきである。以上によれば、本件明細書の記載から当業者が実施できる構成は、震動エリアに収納した球を用いて係止体の回動を妨げる構成だけといふべきである」	「当業者であれば「振動するもの」について多数の種類があることが常識であり、さらに地震時ロック装置の技術分野においても、地震のゆれによって「振動するもの」として球以外の種々の構成が公知であること(甲7ないし甲14)を考慮したとしても、上記のとおり、本件明細書には装置本体の震動エリアに収納した球を用いて係止体の回動を妨げるという技術思想しか開示されていないのであるから、たとえ当業者であったとしても、本件明細書の記載から被告物件の倒立分銅とラッチ保持具を用いた構成を実施できるものと認められない。」	
	負け	知財高判平成23年2月28日-平成22(ネ)10070	↑変更なし			↑共通	↑変更なし	被告製品の発明の実施形態との相違点について、「原告は、…地震検出という非発見的構成について、公知技術ないし慣用技術を用いて、…置換したにすぎないと主張する。」「しかし、…本件特許発明に係る特許請求の範囲の記載は明確でなく、発明の詳細な説明にも、上記実施例以外に当業者が発明を実施することができる程度の説明がない以上」、被告製品は本件発明に含まれない。	
魚掴み器事件	勝ち	東京地判平成22年10月24日-平成21(ワ)34337	「このように特許請求の範囲に記載された発明の構成が機能的、作用的な表現を用いて記載されている場合において、当該記載から直ちに当該機能ないし作用効果を果たし得る構成であればすべてその技術的範囲に含まれると解することは、明細書に開示されていない技術思想に属する構成までもが発明の技術的範囲に含まれることとなりかねず、相当でない。したがって、特許請求の範囲に上記のような機能的、作用的な表現が用いられている場合には、特許請求の範囲の記載だけでは、明細書の発明の詳細な説明の記載をも参照し、そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を確定すべきものと解するのが相当である。」	「可動歯は、操作体が前記元姿勢に位置するときには該可動歯先端が固定歯先端から離間する方向の回動が規制され、操作体の復帰弾機に抗する強制移動に伴い回動規制が解除されて可動歯先端が固定歯先端から離間して拡開するよう揺動する構成」(構成F)	可動歯14が開こうとすると、元姿勢に位置する操作体16の長孔の側面にピンが当接し、加えて、操作体16の円弧溝状のロック面に可動歯の上縁部が当接することで、可動歯が開かない構成。	「被告製品は、操作部に円弧溝状のロック面及び可動歯にこれと当接する上縁部は設けられておらず、この点は、本件発明における実施例と異なるものである。」	「…実施例においては、操作体16が未操作のときに可動歯14を無理に開こうとすると、操作体16に形成したロック面16jと可動歯14に形成した上縁部14dが当接して起こることで、操作体16に左方向(固定歯13向きの左方向)の力が掛かるが、ピン18、18a、突起16bがそれぞれ対応する長孔の側面に当接しピン19が操作体16の左側面に当接することで操作体16の移動が阻止されている…ことが、可動歯16についての「回動規制」の具体的な技術内容であると認められる。…そうすると、構成要件Fの「回動規制」の技術的意義は、復帰弾機の付勢力によらずに、ピンや長孔を用いて操作体の移動を阻止する構成を採用し、操作体が元姿勢に位置していること自体によって、可動歯が動かないようにすることであると認められる。」	-	
	勝ち	東京地判平成26年10月30日-平成25(ワ)32665	「しかし、構成要件Eの上記文言は、発明の構成をそれが果たすべき機能によって特定したものであり、いわゆる機能的クレームに当たらないから、上記の機能を有するものであればすべてこれを充足するものは必ずしも相当でなく、本件明細書に開示された具体的構成を参照しながらその意義を解釈するのが相当である。そして、構成要件Dの「可動歯に接続された」との構成についても、構成要件Eと整合するように解釈すべきものと解される。」	「前記本体と可動的に接続されたガイド板とを有し」(構成D)「前記本体が前記ガイド板に対して動くことにより前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」(構成E)	本体がガイド板に対して、それぞれ中心部分をシャフトにより軸着することで、回転運動できる構成	「本体3(回転板)とガイド板6(固定板)が円弧状の溝を有する接続部7を介して接続され、本体を左右に傾けてこの溝に沿って円周方向に動かすと、刃1又は刃2がガイド板から外に出るように構成されている。」	「そこで判断するに、①について、上記(3)に開示したところによれば、本体とガイド板を回転可能に接続するに当たり、シャフトにより軸着するか、円弧状の溝に摺動可能に嵌合するかは、当業者が適宜選択し得る実施の形態にすぎないといふことができる。また、②について、被告製品が本件特許発明の構成要件を充足し、その効果を実現することは上記(3)及び(4)のとおりであるから、被告製品が本件特許発明と異なる課題をも解決するとしても、この点は上記の判断に影響するものではない。」	-	